

施主（発注者）、工事受注者等の義務

○：義務付け △：可能 －：義務なし

義務内容等		発注者		自主施工者	受注者	
		民間	公共		元請	下請
1	対象建設工事の事前届出	○	－	○	－	－
2	対象建設工事の事前通知	－	○	○	－	－
3	分別解体等の実施	－	－	○	○	○
4	発注者への届出事項についての書面による説明	－	－	－	○	－
5	下請業者に対する届出事項の告知	－	－	－	○	※
6	請負契約書面への分別解体費用等の記載	○	○	－	○	○
7	再資源化等の実施	－	－	－	○	○
8	再資源化の完了についての発注者への書面による報告	－	－	－	○	－
9	再資源化等の実施状況に関する記録の作成・保管	－	－	－	○	－
10	再資源化等が適正に行われなかった場合の知事への申告	△	△	－	○	－
11	解体工事業者の登録（建設業許可を持っていない場合）	－	－	－	○	○

※ 第2次の下請業者まで存在する場合は、1次下請業者が2次下請業者に告知すること